

## 意見聴取要請の概要

## 食品安全基本法第 24 条第 1 項関係

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 10 条の規定に基づき、同条の人の健康を損なうおそれのない添加物として、次に掲げるものを新たに定め、あわせて、同法第 11 条第 1 項の規定に基づき、成分規格を設定すること。

（平成 16 年 10 月 14 日付け）

- ・ 酢酸 - トコフェロール（*d*体及び *dl*体に限る。）  
（ビタミン E（トコフェロール）の誘導体。トコフェロール類としては、厚生労働大臣の指定する添加物として、*dl* - トコフェロール、既存添加物（天然添加物）として、*d* - トコフェロール、*d* - トコフェロール、*d* - トコフェロールがある。本品は、栄養強化の目的で利用されているが、上記のトコフェロール類と異なり、食品中における抗酸化作用は認められていない。）

（平成 16 年 11 月 5 日付け）

- ・ イソアミルアルコール  
（特異の香気を有し、果実、野菜、酒類、乳製品などの香気成分として食品に天然に含まれている成分である。欧米では清涼飲料、キャンディー等、様々な加工食品において香りを再現するために添加されている。）

- ・ 2,3,5-トリメチルピラジン

(ローストナッツ様の加熱香気を有する食品に天然に含まれている成分である。欧米では、焼き菓子、アイスクリーム、キャンディー、清涼飲料、肉製品等様々な加工食品において香りを再現するために添加されている。)

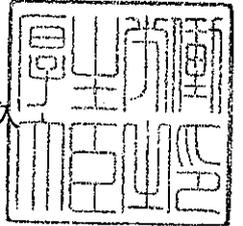
- ・ アミルアルコール

(フルーツ様の香気を有し果実等の食品に天然に含まれている成分である。欧米では清涼飲料、キャンディー等、様々な加工食品において香りを再現するために添加されている。)

厚生労働省発食安第 1014001 号  
平成 16 年 10 月 14 日

食品安全委員会  
委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 尾辻 秀久



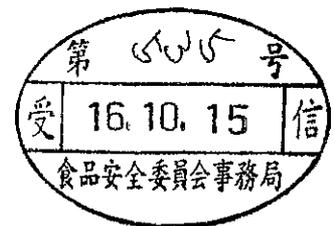
食品健康影響評価について

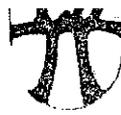
食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 10 条の規定に基づき、同条の人の健康を損なうおそれのない添加物として、次に掲げるものを新たに定め、併せて、同法第 11 条第 1 項の規定に基づき、規格基準を設定すること

酢酸  $\alpha$ -トコフェロール（d 体及び dl 体に限る。）



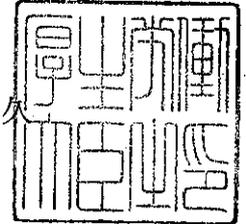


厚生労働省発食安第 1105001 号  
平成 16 年 11 月 5 日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 尾辻 秀久



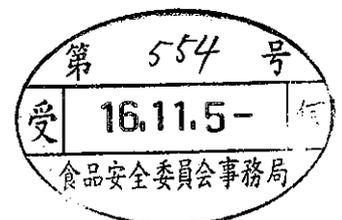
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 10 条の規定に基づき、同条の人の健康を損なうおそれのない添加物として、次に掲げるものを新たに定め、あわせて、同法第 11 条第 1 項の規定に基づき、使用基準及び成分規格を設定すること

イソアミルアルコール



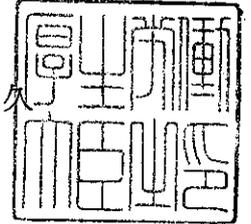


厚生労働省発食安第 1105002 号  
平成 16 年 11 月 5 日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 尾辻 秀久



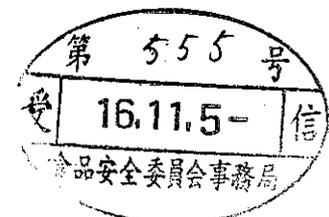
食品健康影響評価について

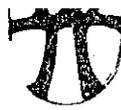
食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 10 条の規定に基づき、同条の人の健康を損なうおそれのない添加物として、次に掲げるものを新たに定め、あわせて、同法第 11 条第 1 項の規定に基づき、使用基準及び成分規格を設定すること

2,3,5-トリメチルピラジン

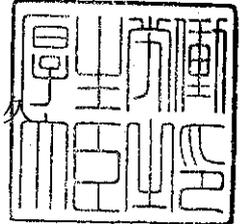




厚生労働省発食安第 1105003 号  
平成 16 年 1 月 5 日

食品安全委員会  
委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 尾辻 秀久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 10 条の規定に基づき、同条の人の健康を損なうおそれのない添加物として、次に掲げるものを新たに定め、あわせて、同法第 11 条第 1 項の規定に基づき、使用基準及び成分規格を設定すること

アミルアルコール

